

産業厚生常任委員会で審査した議案



条例化され活用される萱沼地区の古民家

▼議案第42号 松田町古民家の設置及び管理に関する条例

この条例は、9月6日に上程され、産業厚生常任委員会に付託をし、9月10日に委員会を開催し審査をしました。委員会では、使用料の設定、農業体験の想定、宿泊や休憩の考え方等を

松田町古民家の設置及び管理に関する条例 産業厚生常任委員会報告書(抜粋)

審査の内容

観光経済課長及び担当職員出席のもと、使用料の設定根拠、施設の指定管理者による稼働シミュレーション、今後のスケジュール等を詳細に審査しました。

審査の結果、農業体験等を取り入れた宿泊施設であるため、利用料金の設定、農業体験の想定、宿泊や休憩の考え方等を質疑し、豊かな地域資源を活用し、地域の振興及び地域経済の活性化に寄与するため、必要な条例と判断しました。なお、次の項目について、強く申し入れをして原案のとおり賛成することとしました。

- (1) 既納の利用料金の還付については、指定管理者が還付する条件を明確にし周知されたい。
- (2) この施設は、指定管理が前提となっているため、町は食品衛生面での配慮をされたい。

質疑し、豊かな地域資源を活用し、地域の振興及び地域経済の活性化に寄与するため、必要な条例と判断し、賛成全員で原

総務文教常任委員会で審査した議案

▼議案第45号 松田町公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

▼議案第46号 松田町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について

この2つの議案は、9月6日に上程され、総務文教常任委員会に付託をし、9月10日と12日に委員会を開催し審査をしました。

案のとおり可決すべきものと決定し、上記のとおり報告書を14日の本会議で報告し可決されました。

委員会では、指定管理者の候補者より提出された施設の事業計画書及び収支計画書等を審査しました。

議案第45号と議案第46号は、松田町住宅整備事業の事業契約者のまつだ住宅パートナーズ株式会社 代表取締役 西山和成(松田町松田庶子417番地イ号)を、指定



完成した公共賃貸住宅(籠場住宅)の室内

管理者に指定することに、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定し、下記のとおり報告書を14日の本会議で報告し可決されました。

松田町地域優良賃貸住宅の指定管理者の指定について

総務文教常任委員会報告書(抜粋)

審査の内容

総務課長、政策推進課長及び担当職員出席のもと、町屋住宅の維持管理費収支計画について詳細に検討しました。

審査の結果、この指定管理者の指定は松田町住宅整備事業の事業契約(平成29年10月18日締結)に基づくものであり、改修計画等を定期的実施し、居住者の良好な生活環境を保持し、長期に渡る入居率90パーセント以上の当初目標を堅持する計画となっていることから、原案のとおり賛成することとしました。

松田町公共賃貸住宅の指定管理者の指定について

総務文教常任委員会報告書(抜粋)

審査の内容

総務課長、政策推進課長及び担当職員出席のもと、籠場住宅の維持管理費収支計画について慎重に審査しました。具体的には、町が借地している既存町営住宅入居者が籠場住宅に移転した場合の家賃低廉化に伴う減額分と維持管理経費について詳細に検討しました。

審査の結果、この指定管理者の指定は松田町住宅整備事業の事業契約(平成29年10月18日締結)に基づくものであり、その際に特別委員会で審査した内容を概ね遵守した維持管理経費となっていることから、原案のとおり賛成することとしました。